

整理番号 7-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名: ラベルシール)		
年月日	令和2年6月13日~令和 年 月 日	金額	1,980 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

CAINZ

沼津店 TEL 055-968-7777

領収書

「木材館の営業時間のご案内」
お客様のご要望にお応えして
木材売場 朝7時より営業開始!
ご来店お待ちしております。

2020年6月13日(土) 14:42

081 マルシ-N21 100 ¥3,960
(2個 X 単1,980)

2点/小 ¥3,960
内消費税等 ¥360
(10%対象) ¥360
合計 ¥3,960

入金シット

「クレジット売上票」G

端末番号 65615-020-00535
伝票番号 01541
773229
売上一括 70
AEON ¥3,960

合計金額 A000000031010
S270585 000 A00065 VISA
1935163d3b8d5c91
00 お客様控え用

お釣り ¥0

「商品交換・返品に關して」
購入時のレシートをお持ち下さい。
原則、購入後1ヶ月以内となります
※詳細は、店舗スタッフまで。



0286
担当: 
サインNo: 008 サインNo: 9621

支払者: 四本康久

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3960 円	1/2	1980 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年7月2日	~	令和 年 月 日
金額	6,050 円		

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2020年6月発行号 上、下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-07-0223432	737ノミヤジヨウホク	A93150004	払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)
取扱店	払込口座	料金額	
00100-6	34749	*6,050	

入金額 *10,050

おつり *4,000

印刷申告納付につき趣向税務署承認済

スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も可能です！

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,050 円	/	6,050 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

納品書

No. 36793

2020年06月26日

頁 1

四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥6,050


 出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	Beacon Vol.82(夏号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合 計	3		6,050

請求書

No. 36793

2020年06月26日

頁 1

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥6,050


 出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	Beacon Vol.82(夏号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合 計	3		6,050

振込口座 みずほ銀行 江戸川橋支店(普)1327831

整理番号 7-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富山市郷土共同好会 年会費		
年月日	令和2年7月2日~令和 年 月 日	金額	3,152 円

会の趣旨・目的	富山市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育つことを目的とする。
会の活動内容等	・定例会及び役員会 ・調査研究会の開催及び史跡の見学会・講習会等の開催 ・会誌及びその他の刊行
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見を県施策に反映させる。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-07-02	23432	A93150005
取扱店	774/ノミヤジ・ヨホホ	
払込口座	00830-2	42576
払込金額	*3,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、大切にしてください。消費税込金額は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*4,052	
おつり	*900	

印紙税申告納付につき趣向税務署承認済

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため総会を中止、会合や各部会活動を自粛。こうした事業縮小に伴い年会費を3,500円から3,000円に減額している。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとの	3,152 円	100 %	3,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会員の皆様へ

令和 2年 6月 25日
富士宮市郷土史同好会
会長 渡井 一信

総会中止と会費の納入についてのお願い

雨後の新緑がひととき濃く感じられる季節となりました。

会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。常日頃会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、コロナ禍の終息はまだまだ先になる様相ですが、感染拡大防止のため、本年度の6月27日(土)の総会は中止と致しました。会合や各部会活動も3月より自粛しておりましたが、6月25日(木)に役員のみによる理事会を開催し総会議案を承認させていただきました。また、会誌『月の輪』第35号の発刊も延期(12月末発行予定)とし、総会資料の配布も郵送に致しました。

それに伴い、**会の年会費《3,000円》**の集金についても、本年度は各自で会指定の郵便振替口座に振り込んで頂くよう、お願い致します。振込用紙を同封させていただきます。振込期日は、7月末までをお願いします。

何よりも健康第一です。ご自愛下さい。ご不明の点は事務局までご連絡ください。以上、よろしくお願い致します。

(郵便振替口座番号)

口座番号 00830-2-42576

口座名 富士宮市郷土史同好会

※お近くの郵便局から振り込みください。

振込手数料が発生します。誠に申し訳ございませんが自己負担でお願いいたします。

問い合わせについては、下記事務局までお願い致します。

事務局

電話

富士宮市郷土史同好会会則

第1条 (名称)

本会は富士宮市郷土史同好会と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所は会長の自宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育てることを目的とする。

第4条 (事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定例会及び役員会。
- 2 調査研究会の開催。
- 3 史跡の見学会・講習会等の開催。
- 4 会誌及びその他の刊行。
- 5 研究者相互の連絡及び協力の促進。

第5条 (会員)

- 1 本会の趣旨に賛同するものは本会会員となることができる。
- 2 1年間会費未納者は除籍する。また本会の名誉をそこなう行為のあった場合は除名する。

第6条 (会費)

会費は次のとおりとする。

年 3,500円 (但し、会誌一冊を含む)

ただし、第4条に掲げる事業を運営するため、必要に応じて別に徴収することができる。

第7条 (役員)

本会運営のため下記の役員を置く。

- 1 顧問 若干名 会長の求めに応じて助言を行う。
- 2 会長 一名 会員の統合及び会合の招集を行う。
- 3 副会長 一名 会長の補佐を行う。
- 4 理事 十名程度 会の運営と会員の連絡を行う。
- 5 会計 一名
- 6 事務局 一名
- 7 監査 二名

(会計・事務局・監査は理事を兼任してよい)

第8条 (役員を選任と任期)

役員を選任は総会で行い、その任期は毎年総会開催日に始まり翌年の総会前日までとする。

第9条 (会計)

- 1 本会運営に必要な経費は会費及び寄付金その他をもって充てるに
- 2 会計年度は総会開催日より翌年の総会前日までとする。
- 3 会計は総会に於いて決算報告を行う。

第10条 (会則)

会則の改正は総会において出席者の過半数をもって、行うことができる。

整理番号	7-4
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

7 7 7 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	複合機保守・コピー代		
年 月 日	令和 2 年 7 月 4 日	~ 令和 年 月 日	金 額 2076 円

目 的	政務活動資料のコピー
使 途	6 月請求分
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務調査活動、県政関連資料等の作成
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	4153 円	1 / 2	2076 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

No. _____

四本 康久 様

2 年 7 月 6 日

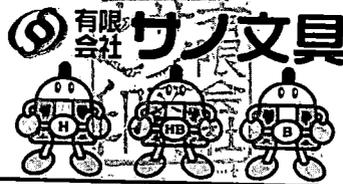
金額	4153
----	------

内
消費税等

但 コピー代

現金	
小切手	

上記正に領収いたしました



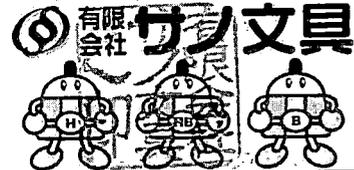
〒418-0041 富士宮市澁川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

HISAGO #N787(50) J626759

請求書

No. _____

四本 康久 様



〒418-0041 富士宮市澁川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫澁川支店 ⑤ 500790

2 年 6 月 30 日 締切分

合計金額 ¥ 4153

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 2 枚	3776	
消費税等	377	
当月ご請求額	4153	

HISAGO #N618S(25) J634354

整理番号 7-5

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (7 月分)		
年月日	令和 2 年 5 月 6 日	~ 令和 年 月 日	金額 27,225 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

リース料 56,430 円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の 1/2 請求する。

リース料 ドライブレコーダー料

(税抜き 51,300 円 - 1,800 円) × 1.10 × 1/2 = 27,225 円

620-07-06 | 200

*56,430 トウキョウペンチリ- (カ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	54,450 円	1/2	27,225 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様



日本カーシェアリング株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001173YA001173

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]

2020年 6月 16日

口座振替通知書

請求書No. 50F55381
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥56,430	2020年 7月 6日	口座振替
内リース料等 51,300		
内消費税等 5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	13	36	リース料 2/7分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		
ページ小計-->					56430	5130		51300 (税抜)

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通信欄

整理番号 7-6

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年月日	令和2年7月6日~令和	年月日	金額 2,750 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20年6月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

02-07-06 | 200 | 2,750 | SMBC(ニホキヨウ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,750 円	100 %	2,750 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 2 年 7 月 7 日	~ 令和 年 月 日	金額 2095 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-07-0723432	A93190012	
取扱店	7シ/ミヤジ ヨウホク	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*1,943	料金額 *152

振替受付票
 払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)

入金額 *2,100
 おつり *5

スマホ決済アプリ ゆうちよ Pay
 口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき廻り事務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2095 円	100 %	2095 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

Page. 1

2020年 6月30日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : 100545771

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2020年7月号
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

					区分
	◆ 四本 康久 様分				
3005	月刊 廃棄物	1	部	1,843	1,843 1
1	送料	0		0	100 1
	内消費税等				(177)

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- 下の払込用紙で商品到着後、上記お支払期限までにゆうちょ銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

整理番号	7-8
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和2年7月7日	~ 令和 年 月 日	金 額 3620円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

5/6

領収書 No 28
窓口 No 4
駅 No 5201160
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年6月24日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



6/6

領収書 No 28
窓口 No 4
駅 No 5201160
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年6月24日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



新富士 - 静岡 (往復)

$$7,860 \text{ 円} \times \frac{2}{6} \text{ 枚}$$

$$= 2,620 \text{ 円}$$

支払者： 四本康久

支払者： 四本康久

領 収 証

四本 様

2年7月7日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者： 四本康久 但し書： 駐車料

整理番号 7-9

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんじりの会 年会費		
年月日	令和2年7月8日~令和 年 月 日	金額	2,364 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林づくり ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-07-0823432	A93110002		振替受付票
取扱店	7ジノミヤジ	ヨウホク	振替受付票
払込口座	00870-0	189050	振替受付票
払込金額	*3,000	料金 *152	振替受付票

YUNO ほんじりの会
YUNO HONJIRI NO KAI
四本康久

入金額 おつり
*3,202 *50

入マホ決済アプリ ゆうちよPay
口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき廻町 税務署承認済

* 法人の事業年度
7月1日 ~ 翌年6月30日
(2020年7月 ~ 2021年3月)
3,152円 × 9ヶ月 / 12ヶ月
= 2,364円
(2021年4月 ~ 2021年6月)
788円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとある。	2,364 円	100 %	2,364 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 広葉樹林づくり

(2) 広葉樹林・里山の啓発活動

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員
の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が
あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、こ
の法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は
法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会
又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、
若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
- 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第 56 条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	松永 泰然
副会長	高瀬 幹雄
理事	長谷川義教
理事	稲葉 信義
理事	佐野 尊司
理事	安藤 利夫
理事	篠原 雅博
理事	遠藤 進
理事	宮地 隆
理事	菅沼 隆行
理事	稲葉 誠
理事	野澤 和俊

理事 小林 秀実

監事 沼崎 三雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 3,000 円
 - (2) 正会員 団体 10,000 円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理事 松 永 泰 然

整理番号 7-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

7-74-003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派 街かこヒアリング (三島市)		
年月日	令和2年7月20日~令和	年月日	金額 3,760 円

目的	県民へのアンケート
使途	交通費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	アンケート結果を今後の施策に反映させる

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている。	3760 円	100%	3760 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書 No 70
窓口 No 2
駅 No 51201510
領 収 書

様

金額 ￥2,760円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

新幹線 新富士～三島 往復

支払者：四本康久

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

領 収 証

四本様

2年7月20日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者：四本康久

但し書：駐車料

整理番号 7-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

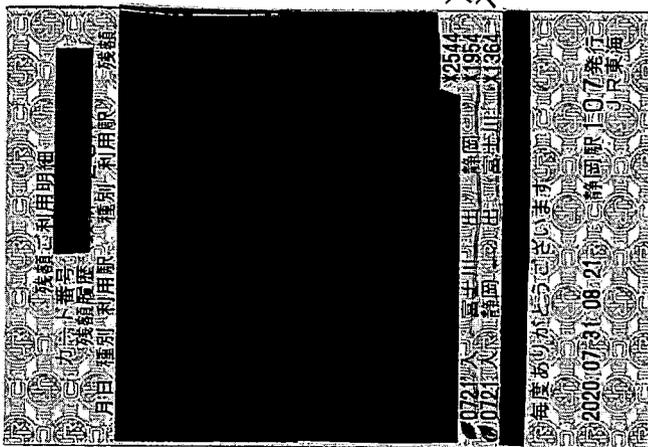
774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年7月21日	～令和 年 月 日	金額 1,680円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》



富士川駅東駐車場

富士市役所

領収書

精算機 #01 A 精算No.000044
 発券機 #01 発券No.015317
 入庫時刻 2020年7月21日(火) 12:09
 出庫時刻 2020年7月21日(火) 19:46
 駐車時間 7:37
 駐車料金 A料金 500円
 =====
 合計 500円
 現金領収額 500円
 お預り 500円
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

JR 富士川 ↔ 静岡 590円 × 2 = 1,180円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,680円	100%	1,680円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-13

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

用途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 00

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年7月20日	～	令和 年 月 日
金額	3620 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2/6

領収書-No 68
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅
現金出納社員

1/6

領収書-No 68
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅
現金出納社員

支払者： 四本康久

支払者： 四本康久

新富士 - 静岡 (往復) $7,860 \text{円} \times \frac{2}{6} \text{枚} = 2,620 \text{円}$

領 収 証

四本 様 2年 7月22日

★ ¥1,000

但
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

富士市柳島276-8
駐車場 ミニパーク
TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者： 四本康久

但し書： 駐車料

整理番号 7-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名:) 他)		
年月日	令和2年7月22日	~ 令和 年 月 日	金額 153 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



文具スーパ
事務用品
TEL: 0945-23-1861
富士市原店
〒417-0056

文具スーパ 事務用品 富士市原店
さらばいませ
文具スーパ 事務用品 富士市原店
またのお越しをお待ちしております

2020年07月22日(水)16:51<0010-03>

4901480153605
コソ クリマツヤ・透明アクリル板 128
128*1 128

4901480339313
コソ クレーム-アクリルのり 178
178*1 178

小計 2 306

内税対象金額 306
10.0%対象金額 306
(内消費税額 10.0%) (27)

合計 306

現金 1,006
お預り 1,006
お釣り 700

No: 0315752440340



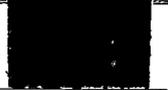
0 315752 440340

支払者: 四本康久

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	306 円	1/2	153 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年7月27日~令和 年 月 日	金額	4950 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2020年7月発行号 上・下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

※ 口座記号番号	※ 0010006	※ 振替払込 請求書 兼受領 証 番号	※ 0010006
※ 加入者名	※ イマジン出版株式会社		
※ 金額	千	百	十
		4	950
※ 金額	¥ 4 9 5 0		
※ 依頼人	※ 静岡県富士宮市北町13-3 四本康久様		
※ 料	日	附	印
※ 金	02-07-27	富士宮城北	
※ 備考	郵便局 (23432) N94180017		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4950 円	100 %	4950 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

納品書

No. 36984

2020年07月27日 頁 1

四本 康久様


 イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

下記の通り納品致します。

¥4,950

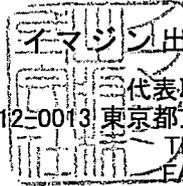
行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合計	2		4,950

請求書

No. 36984

2020年07月27日 頁 1

四本 康久様


 イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合計	2		4,950

振込口座 みずほ銀行 江戸川橋支店(普)1327831

整理番号 7-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7800 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	令和2年7月27日~令和	年月日	金額 8800 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> D 2- 7-27 17.600 リコ-リース(カ) </div>	

按分の理由 政務活動と後援会別 で按分	領収書金額(a) 17,600 円	按分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 8,800 円
---------------------------	----------------------	--------------------	--------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	林治議員連視察 (藤枝市)		
年月日	令和2年7月30日~令和 年 月 日	金額	4040円

目的	「森の力再生事業」実施状況の現地視察 (藤枝市瀬戸/谷地区)
使途	交通費、駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	「もりづくり県民税」を財源とする事業地の状況を調査し、本会議や委員会活動に活かしていく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由 全て政務活動に かかるものがある。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4040円	100%	4040円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3/6

4/6

領収書-No 68
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

領収書-No 68
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

上記金額確かに領収致しました

2020年7月20日
東海旅客鉄道株式会社

2020年7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

新富士駅

現金出納社員

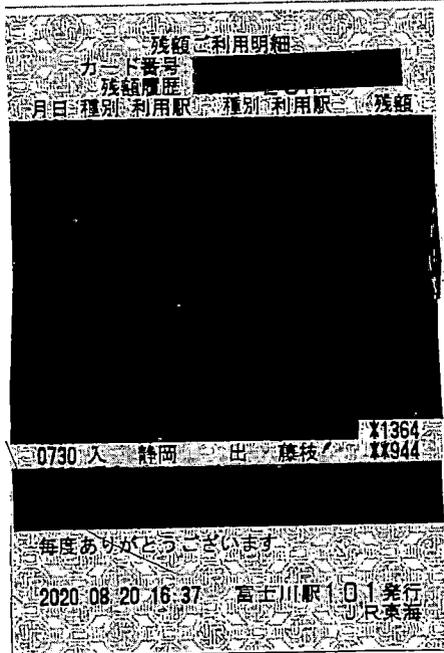
現金出納社員

新富士 - 静岡 (往復)

支払者：四本康久

支払者：四本康久

$7,860 \text{円} \times \frac{2}{6} \text{枚} = 2,620 \text{円}$



領 収 証

四本 様

2年7月30日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者：四本康久 但し書：駐車料

JR 静岡 → 藤枝 420円

整理番号 7-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (8 月分)		
年月日	令和 2 年 7 月 31 日	~ 令和 年 月 日	金額 31,275 円

目的	—								
使途	—								
政務活動・ 県政との 関連性	—								
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>120-07-31</td> <td>200</td> <td>*62,000</td> <td>ウキフ カ)アサヒケンセツ</td> </tr> <tr> <td>120-07-31</td> <td>200</td> <td>*550</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>		120-07-31	200	*62,000	ウキフ カ)アサヒケンセツ	120-07-31	200	*550	振込手数料
120-07-31	200	*62,000	ウキフ カ)アサヒケンセツ						
120-07-31	200	*550	振込手数料						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	62,550 円	1/2 %	31,275 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞、富士山新報)		
年月日	令和2年7月31日	金額	4,907円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。
<<領収書貼付枠>> 02-07-31 200 4,907 307"29"1	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,907円	100%	4,907円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-20

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和2年7月31日~令和 年 月 日	金額	4,427 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

<p>新聞雑誌名 「しんぶん赤旗」日曜版</p>	<p>部数 1</p>	<p>金額 3,497 930</p>	<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 4,427 円 2020 年 7 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党東部地区委員会 〒410-0312 沼津市原698-1 TEL 055-968-7150 FAX 055-968-7155</p>
------------------------------	-----------------	-----------------------------	---

領収日 7/31 扱者 [Redacted]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,427 円	/	
		100 %	4,427 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	7-21
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和 2 年 7 月 31 日	～令和 年 月 日	金額 3,821 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20 年 7 月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,821 円	100 %	3,821 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年7月分

領収日 7月31日

領収金額 ￥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘
住所 富士宮市上柚野12
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. [REDACTED]



整理番号 7-22

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 7 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	2020年 7月 31日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	13,500

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本康久 (印)

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で 按分	27,000 円	1/2 %	13,500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/04(土)18:03
Tカード会員 様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.39L @123.0 L- 4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1035P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8130 担当:0001
POS番号01
2020/07/04

支払者: 四本康久

EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/08(水)15:23
Tカード会員 様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.00L @125.0 L- 4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000

上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1057P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.1651 担当:0001
POS番号01
2020/07/08 釣銭伝票No.6998

おつり引換券

2020/07/08(水)15:23
釣銭金額 ¥7,000
2020/07/08 釣銭番号 6998

2806998070005



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2020年07月11日 16:30

売上
Tカード会員 様
22042-900000-659
現金会員
車両番号 実車番
2000-00

レギュラー-G SP-13
24.00L *
125円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000)
内消費税等 ¥273

お預り ¥3,000
お釣り ¥0

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1070P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

※上記の場合同車番号が異なる場合は

ツチャ ユニ セルフ24金岡SS
静岡県 沼津市江原町17-1
TEL:055-921-6267 SS-022042
レシートNo 7220-05 テーカNo7715-7716
999金岡SS 2020/07/11

支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重株式会社
EneJet小泉SS
静岡県富士宮市小泉155-3
TEL:0544-25-5822
2020/07/14(火)21:00

Tカード会員様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.39L @123.0 L-2 N-4
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 987P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

No.8095 担当:0001
POS番号01
2020/07/14 釣銭伝票No.5559

おつり引換券

2020/07/14(火)21:00
釣銭金額 ¥2,000
2020/07/14 釣銭番号 5559

2805559020008



支払者: 四本康久

EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/18(土)14:59

Tカード会員様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.39L @123.0 L-6 N-16
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000

お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1132P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドールコート単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2382 担当:0001
POS番号01
2020/07/18

支払者: 四本康久

EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/22(水)14:38

Tカード会員様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.00L @125.0 L-4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1031P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドールコート単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7040 担当:0001
POS番号01
2020/07/22 釣銭伝票No.2562

おつり引換券

2020/07/22(水)14:38
釣銭金額 ¥2,000
2020/07/22 釣銭番号 2562

2802562020001



支払者: 四本康久

EneJet T-カード

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/24(金)22:18
Tカード会員様
80001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.39L @123.0 L- 4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥2000

上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1153P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.0112 担当:0001
POS番号01
2020/07/24 釣銭伝票No.3273

おつり引換券

2020/07/24(金)22:18
金釣銭全額 ¥2,000
2020/07/24 釣銭番号 3273
2803273020007



支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet 宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2020/07/28(火)10:19
Tカード会員様
80001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.00L @125.0 L- 1 N- 1
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1173P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

No.5132 担当:0001
POS番号01
2020/07/28

支払者: 四本康久

EneJet T-カード

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/07/31(金)20:39
Tカード会員様
480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
24.00L @125.0 L- 6 N-16
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1095P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7486 担当:0001
POS番号01
2020/07/31

支払者: 四本康久

整理番号	7-23
------	------

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (20年6月分)		
年月日	令和2年7月3日	~ 令和 年 月 日	金額 3,266 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケータイ補償料 政務活動費請求対象額
 7,357 円 - 750円×1.10 = 6,532円

02-07-31 | 200 | 7,357 | ケータイ |

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,532 円	1/2	3,266 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 DETAILS OF BREAKDOWN	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料等 (計) 3,480	3,480	ギガライト2:2年定期	合 算
	3,680	(内訳) ギガライト2:2年定期	
	-500	(内訳) みんなドコモ割	2回線
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	2.1G
			合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,937	237	Xi・SMS通信料	6月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	
			合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,272	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	除外 750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額 (計) 668	668	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,357	7,357	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で	20年3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,689円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		6月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2020年6月30日現在)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号 7-24

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年3月31日	～令和 年 月 日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業(ア)リング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620円	100%	3620円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

5/6

領収書 No 68
窓口 No 2
駅 No 51201510
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

6/6

領収書 No 68
窓口 No 2
駅 No 51201510
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 7月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

支払者: 四本康久

支払者: 四本康久

新富士 - 静岡 (往復) 7,860円 × 2/6 枚 = 2,620円

領 収 証

四 本 様 2 年 7 月 31 日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者: 四本康久 但し書: 駐車料

整理番号 7-25

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員の雇用 (7月分)		
年月日	令和2年7月31日	~ 令和 年 月 日	金額 168,000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	168,000円	100%	168,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
7月		30000	

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
7月		12000	

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
7月		66000	

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
7月		24000	

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
7月		36000	

雇用実績表

7月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
8				
9				
10				
11				
12				
13	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
22				
23				
24				
25				
26				
27	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
28	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
29				
30				
31				
計		(A) 30	(B) 30	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月31日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B) [30時間 分] × 単価 [1000円] = 30000 円
 ②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

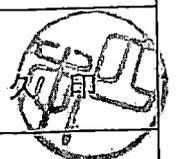
雇用実績表

7月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
9				
10				
11				
12				
13				
14	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A) 12	(B) 12	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年5月1日
ふじのくに県民クラブ 四本 康



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[2時間 分]×単価[1000円]= 2000円
 ②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇 用 実 績 表

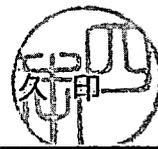
7月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容	
			うち政務活動費 業務時間数	
1	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
2	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
3	金			
4	土			
5	日			
6	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
7	火			
8	水			
9	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
16	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
17	金			
18	土			
19	日			
20	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
21	火			
22	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
23	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
30	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
31	金			
計	(A)	66	(B)	66

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月1日

ふじのくに県民クラブ 四本 康



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

① (B) { 26 時間 分 } × 単価 { 1000 円 } = 66,000 円

② 総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

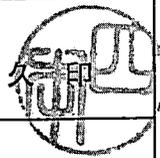
雇用実績表

〇 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
計		(A) 24	(B) 24	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月31日
ふじのくに県民クラブ 四本康



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [2(時間 分) × 単価 [1000 円] = 24000 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

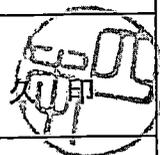
雇用実績表

7月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	水			
2	木	6	10~16	地域の意見要望の聴取
3	金	6	10~16	地域の意見要望の聴取
4				
5				
6				
7				
8	水	6	10~16	地域の意見要望の聴取
9				
10				
11				
12				
13	月	6	10~16	地域の意見要望の聴取
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22	水	6	10~16	地域の意見要望の聴取
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	水	6	10~16	地域の意見要望の聴取
30				
31				
計	(A) 36	(B) 36		

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月1日
ふじのくに県民クラブ 四本康久



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間 分] × 単価 [1000円] = 36000円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。